

# 東園田町会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、東園田町会（以下、本会）という。

(区 域)

第2条 本会は、下記の区域に住所を有する者をもって構成する。

- ① 田能1丁目
- ② 東園田町2丁目
- ③ 東園田町3丁目
- ④ 東園田町4丁目
- ⑤ 東園田町5丁目
- ⑥ 東園田町6丁目
- ⑦ 東園田町8丁目
- ⑧ 東園田町9丁目

(事務所)

第3条 本会の事務所を、尼崎市東園田町4丁目94番地の2「東園田町総合会館」内に置く。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互及び諸団体との協力・協調のもとに、会員の健康で文化的な生活を守り、その改善向上に努力し、良好な地域社会の維持及び形成のために、地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 会員相互の親睦、研修及び文化教育の向上に関する事。
- ② 社会福祉、厚生に関する施策を推進すること。
- ③ 環境の整備、公害の除去、保健衛生の向上に関する事。
- ④ 防犯活動を推進すること。
- ⑤ 防災対策に関する事。
- ⑥ 老人クラブ、青少年の健全育成の助成をすること。
- ⑦ 町会報の発行及び連絡事務に関する事。
- ⑧ 集会施設の管理、運営に関する事。
- ⑨ その他、目的達成に必要な事。

## 第2章 会 員

(会 員)

第6条 会則第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員となることができる。

(入退会)

第7条 会員の入退会については次の通り定める。

- ① 会員の入退会は、本人がその意思を当番に申し出ることによって発生する。
- ② 会則 第2条に定める区域外に転出した場合は退会とする。
- ③ 会費納入が1年以上滞り、催促に応じない場合は退会とする。
- ④ 会員が死亡、または解散した場合は退会とする。

(賛助会員)

第8条 会則 第2条に定める区域に居住していない個人、または区域内において事業を営んでいる事業体が、本会の趣旨に賛同し入会を申し出る場合は、議決権を持たない賛助会員になることができる。

(会 費)

第9条 会員及び賛助会員は定められた会費を納めるものとする。

- ① 会 員 月額 150円
- ② 賛助会員 月額 150円

(会費の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費の内、在籍期間中分は返還しない。

## 第3章 組 織

(町会組織)

第11条 町会の組織は次の通り定める。

(1) 本会は次の七つの地区をもって組織する。

- ① 3丁目東地区 (東園田町2丁目47～51番地・3丁目1～72番地)
- ② 3丁目西地区 (田能1丁目・東園田町3丁目73～88番地)
- ③ 4丁目地区 (東園田町2丁目93～96番地・4丁目)
- ④ 5丁目地区 (〃 5丁目)
- ⑤ 6丁目地区 (〃 6丁目)
- ⑥ 8丁目地区 (〃 8丁目84～110番地)
- ⑦ 9丁目地区 (〃 9丁目)

なお、2丁目の番地については、2丁目の入会者に伴い、随時追加される。

(2) 地区は、組及び班を設けて組織する。地区の運営等については、地区規定に定める。

(地区組織の合併及び分割)

第12条 地区は、それぞれの地区総会の議を経て、本会総会の承認により合併、または分割することが出来る。

## 第4章 役 員

(役 員)

第13条 本会には次の役員を置く。

|          |       |     |
|----------|-------|-----|
| ① 会 長    |       | 1 名 |
| ② 副 会 長  |       | 6 名 |
| ③ 理 事    | 各地区から | 5 名 |
| ④ 部 長    | 各部から  | 1 名 |
| ⑤ 会 計    |       | 1 名 |
| ⑥ 会計監査   |       | 2 名 |
| ⑦ 顧問・相談役 |       | 若干名 |

(役員を選出)

第 14 条 役員を選出方法は次の通りとする。

|          |  |
|----------|--|
| ① 会 長    | 地区長の中から常任役員会において推薦し、理事会の承認を経て、総会に推薦し、選挙によって選出する。 |
| ② 副 会 長  | 各地区において選出された地区長が就任する。                            |
| ③ 理 事    | 地区総会において選挙により選出する。                               |
| ④ 部 長    | 各地区選出の部員の中から各部会で選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。            |
| ⑤ 会 計    | 常任役員会の推薦により、理事会並びに総会の承認を経て会長が委嘱する。               |
| ⑥ 会計監査   | 常任役員会の推薦により、理事会の承認を経て会長が委嘱する。                    |
| ⑦ 顧問・相談役 | 理事会が推薦し、総会の承認を経て会長が委嘱する。                         |

(役員の仕事)

第 15 条 役員の仕事は次の通りとする。

|          |  |
|----------|--|
| ① 会 長    | 本会を代表し、本会の業務を統括する。   |
| ② 副 会 長  | 会長を補佐し、本会の業務を推進する。<br>会長事故ある場合は、副会長で協議して代行者を選び、理事会の承認を経てその職務を代行する。 |
| ③ 理 事    | 地区の代表として理事会に出席し、本会の方針及び重要事項を審議、議決する。                               |
| ④ 部 長    | 各部会を代表し、本会の部会業務を統括する。  |
| ⑤ 会 計    | 月々の会計収支等を、理事会並びに常任役員会に報告する。  |
| ⑥ 会計監査   | 本会の財産及び業務の執行状況を監査し、総会及び理事会に報告する。                                   |
| ⑦ 顧問・相談役 | 総会及び理事会に出席し、意見を述べるができる。  |

(役員の仕事)

第 16 条 役員の仕事は次の通りとする。

|         |  |
|---------|--|
| ① 会 長   | 1 期 2 年とし、再任を妨げない。但し、3 期 6 年を超えて就任することは出来ない。 |
| ② 副 会 長 | 1 期 2 年とし、再任を妨げない。但し、3 期 6 年を超えて就任することは出来ない。 |
| ③ 理 事   | 1 期 2 年とする。但し、再任は妨げない。                       |
| ④ 部 長   | 1 期 2 年とし、再任を妨げない。但し、3 期 6 年を超えて就任することは出来ない。 |
| ⑤ 会 計   | 1 期 2 年とする。但し、再任は妨げない。                       |

- ⑥ 会計監査 1期2年とする。但し、再任は妨げない。
- ⑦ 顧問・相談役 1期2年とする。但し、再任は妨げない。
- ⑧ 役員に欠員を生じた時には、関連する町会会則及び地区規定に基づき補充することができる。この場合、補充された役員の任期は前任者の残存期間とする。

## 第5章 会 議

(会 議)

第17条 本会の会議は、総会、理事会、常任役員会、地区長会、部会及び委員会とする。

## 第6章 総 会

(総会の開催)

第18条 総会の開催は次の通りとする。

- ① 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- ② 通常総会は、毎年1回春に開催する。
- ③ 臨時総会は、会員の3分の1以上、もしくは理事会から開催請求があった場合に開催する。

(総会の構成)

第19条 総会の構成は次の通りとする。

- ① 総会は、会員をもって構成する。
- ② 事務局員は記録係として出席する。

(総会の議決事項)

第20条 総会は次の事項を議決する。

- ① 事業計画及び収支予算に関する事項
- ② 事業報告及び収支決算に関する事項
- ③ 会則の制定及び改廃に関する事項
- ④ 会長の選出、または解任に関する事項
- ⑤ 会計及び顧問・相談役、事務局長の承認
- ⑥ その他本会の運営に関する重要事項

(総会の招集)

第21条 総会は会長が招集する。

- ① 総会を招集するときは、会議の日時、場所、議題などを記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに通知しなければならない。
- ② 会長は、会則第18条③に定める臨時総会開催の請求があった場合は、その日から1ヵ月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(総会の成立と議決)

第 23 条 総会の成立と議決の可否については次の通り定める。

- ① 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状・書面表決書を含むものとする。
- ② 総会の議決は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。
- ③ やむを得ない事情で総会に出席できない場合は、議長に委任状を提出することができる。
- ④ 会員の 4 分の 3 以上の同意を必要とする事項については、書面表決を行うことができる。

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- ① 議事録には、会議の日時、場所、出席者数、議題及び議決事項を明記する。
- ② 議事録には、議長及び総会で選任された 2 名の議事録署名人の署名及び捺印を必要とする。
- ③ 議事録は事務局が作成する。

## 第 7 章 理 事 会

(理事会の開催)

第 25 条 理事会の開催は次の通りとする。

- ① 理事会は原則として 3 ヶ月に 1 回以上開催する。
- ② 会長が開催を必要と認めた場合
- ③ 会則第 13 条に定める役員 3 分の 1 以上から開催請求があった場合
- ④ 会計監査から開催請求があった場合

(理事会の構成)

第 26 条 理事会の構成は次の通りとする。

- ① 理事会は、会則 第 13 条 に定める役員及び事務局長をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第 27 条 理事会は次の事項を議決する。

- ① 総会で議決した事項の具体化に関する事項
- ② 総会に付議すべき事項
- ③ 総会から総会の間議決を要する事項
- ④ 本会の任務の具体化と報告事項に関する事項

(理事会の招集)

第 28 条 理事会は会長が招集する。

- ① 会長は、会則 第 25 条 ③ ④ の請求があった場合には、その日から 1 ヶ月以内に理事会を招集しなければならない。
- ② 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、議題などの必要事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 10 日前までに通知しなければならない。但し、会長

が緊急に理事会を開催する必要を認めた場合はこの限りではない。

(理事会の議長)

第 29 条 理事会の議長は、出席理事の中から選出する。

(理事会の成立と議決)

第 30 条 理事会の成立と議決の可否については次の通り定める。

- ① 理事会の成立は、構成員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状を含むものとする。
- ② 理事会の議決は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。
- ③ やむを得ない事情で理事会に出席できない場合は、議長に委任状を提出することができる。

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- ① 議事録には、会議の日時、場所、出席者数、議題及び議事の経過と結果を明記する。
- ② 議事録には、議長及び選任された 2 名の議事録署名人の署名及び捺印を必要とする。
- ③ 議事録は事務局が作成する。

## 第 8 章 常任役員会

(常任役員会の開催)

第 32 条 常任役員会の開催は次の通りとする。

- ① 常任役員会は毎月 1 回以上開催する。
- ② 会長が開催を必要と認めた場合

(常任役員会の構成)

第 33 条 常任役員会の構成は次の通りとする。

常任役員会は、会長、副会長、各部長、会計及び事務局長をもって構成する。

(常任役員会の任務)

第 34 条 常任役員会は、総会及び理事会の方針の具体化を図るとともに、日常業務を推進する。

- ① 総会及び理事会から付託された事項
- ② 総会及び理事会に提案する事項
- ③ 各地区及び部会活動の報告と調整及び推進
- ④ 行政からの連絡及び事務局からの報告事項

(常任役員会の議事録)

第 35 条 常任役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- ① 議事録には、会議の日時、場所、出席者、議題及び議事の概要と結果を記載する。
- ② 議事録は事務局が作成する。

## 第9章 地区長会

(地区長会の開催と招集)

第36条 地区長会は必要に応じて会長が開催、招集する。

(地区長会の構成)

第37条 地区長会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。

(地区長会の任務)

第38条 地区長会は、各地区の諸活動を報告、交流し、各地区の会員に町会の方針を周知徹底させる。

(地区長会の議事録)

第39条 地区長会の議事については、議事録を作成しなければならない。  
議事録は事務局が作成する。

## 第10章 部会及び委員会

(部会及び委員会の設置)

第40条 本会は、会の目的を達成するために次の各部を設置することができる。  
また、理事会が必要と認めた場合には、特別委員会、実行委員会などを設置することができる。

- ① 総務部
- ② 会報編集部
- ③ 防犯部
- ④ 婦人部
- ⑤ 文化部
- ⑥ 環境衛生部
- ⑦ 保健体育部

(部会の任務)

第41条 部会の任務は次の通りとする。

- ① 総務部  
本会全体の把握と企画、調整及び広報に関する事項  
その他、他の部に属さない事項
- ② 会報編集部  
会報の作成
- ③ 防犯部  
防犯協会の活動に協力し、防犯活動の推進  
防犯灯の点検など街を明るくする運動の推進  
地域の安全に関する事項の推進  
その他、防犯活動に関する事項
- ④ 婦人部  
婦人分野の諸活動の推進  
婦人の地位向上に関する事項の推進  
婦人防火クラブ、園田地区婦人連絡協議会への参加
- ⑤ 文化部  
会員の文化、教養の向上に関する施策の推進  
その他、文化活動に関する事項

- ⑥ 環境衛生部
  - 地域の環境を守る活動の推進
  - 地域の衛生活動の推進
  - さわやか指導員と協力し、環境問題についての勉強会などの企画及び推進
  - その他、環境及び衛生に関する事項
- ⑦ 保健体育部
  - 会員相互の健康増進に関する施策の推進
  - レクリエーションなど、健康的行事の企画及び推進
  - その他、保健体育に関する事項

(活動報告書の作成)

第 42 条 部会並びに委員会の決定事項及び活動事項は、その都度報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

## 第 11 章 事 務 局

(事務局)

第 43 条 本会は、運営の円滑化と日常業務の推進を図るために事務局を置く。

(事務局の業務)

第 44 条 事務局の業務は次の通りとする。

- ① 会員の入退会に関する事務
- ② 会費収納に関する事務
- ③ 本会の事業に関する事務
- ④ 本会の日常的な金銭出納に関する事務
- ⑤ 市民共済に関する業務
- ⑥ 各地区及び役員などへの連絡等の業務
- ⑦ 集会施設などの日常的な管理、運営に関する業務
- ⑧ 行政などとの連絡窓口としての対応事務
- ⑨ 本会の各種会議に出席し、議事録を作成する。
- ⑩ その他、会議資料印刷などの準備作業
- ⑪ 園和社会福祉連絡協議会、東防犯協会園和 I 支部からの受託業務

(事務局の構成)

第 45 条 事務局には、事務局長とその実務担当者として事務局員を雇用し置く事が出来る。

(事務局長の選出)

第 46 条 常任役員会の推薦により、理事会並びに総会の承認を経て会長が委嘱する。

(事務局長の任務)

第 47 条 本会の事務局の日常業務を統括し、運営の円滑化を図る。

(事務局長の任期)

第 48 条 1 期 2 年とし、再任は妨げない。但し、3 期 6 年を超えて就任することは出来ない。



(事務局員の処遇)

第 49 条 事務局員の処遇については、雇用契約書により定めるものとする。雇用契約内容の決定又は変更については、常任役員会で協議決定する。

## 第 12 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 50 条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 寄付による金品
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 資産から生ずる収入
- ⑤ その他の収入
- ⑥ 別表に掲げる資産

(資産の管理)

第 51 条 資産の管理方法については次の通り定める。

- ① 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決による。
- ② 別表に掲げる資産は、これを処分し、担保に提供することはできない。  
但し、やむを得ない事情がある場合には、総会出席者の3分の2以上の賛成を得て発議し、会員の4分の3以上の同意を得てこれを処分、または担保に供することができる。

(資産の支弁)

第 52 条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 53 条 事業計画及び収支予算については次の通り定める。

- ① 本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。
- ② 前項の規定にもかかわらず、収支予算が年度開始までに総会において議決されていない場合は、議決されるまでの間、会長は理事会の承認を経て前年度の収支予算を基準にして執行することができる。

(事業報告及び収支決算)

第 54 条 本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2ヵ月以内に、その年度末の財産目録とともに会計監査を経て理事会及び総会に報告し、その承認を得なければならない。

(事業年度)

第 55 条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 56 条 本会は、その事務局に次の書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

- ① 町会会則・地区規定
- ② 認可に関する書類
- ③ 役員名簿

- ④ 会員名簿
- ⑤ 各種会議議事録及び活動報告書
- ⑥ 資産台帳
- ⑦ 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑧ 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- ⑨ 事業計画書及び収支予算書
- ⑩ その他、必要な書類及び個人データ

(個人情報)

第 57 条 個人情報に関する書類、個人データは、個人情報保護法に則って管理、運営する。

## 第 13 章 解散 及び 脱退

(解 散)

第 58 条 本会の解散は、理事会並びに総会の議を経て発議し、会員の 4 分の 3 以上の同意を得て成立する。

(脱 退)

第 59 条 地区が本会から脱退する場合については、別途地区規定に定める。  
但し、資産分与はしない。

## 第 14 章 会則の改廃及び疑義の解釈

(会則の改廃)

第 60 条 この会則の改正及び廃止は、理事会の議を経て、総会において総会員数の 4 分の 3 以上の同意を必要とする。

(疑義の解釈)

第 61 条 この会則の疑義に関する事項は理事会で行い、総会の承認を受けなければならない。

## 第 15 章 会則の施行

(会則の施行)

第 62 条 この会則は、2015 年 5 月 1 日をもって施行する。

この東園田町会会則は、2015 年 4 月 18 日の総会に於いて承認され、改定したものである。

# 地区規定

この規定は、東園田町会会則（以下会則）第11条②の定めに基づいて、それぞれの地区の運営等について定める。

## 第1章 総 則

（目的及び事業）

第1条 目的及び事業については次の通りとする。

- ① 町会方針に基づく活動を推進するとともに、地区内会員相互の親睦と交流を図り、地域コミュニティの形成を図る。
- ② 会員の要求に基づいて、地区の独自活動を進める。
- ③ 社会福祉協議会と協力し、社会福祉の充実、向上を図る。

## 第2章 構 成

（会 員）

第2条 会則第6条に定める会員をもって、それぞれの地区会員とする。

（班及び当番）

第3条 班及び当番については次の通り定める。

- ① 近隣の会員10世帯を基本に、それぞれ班を構成する。
- ② 各班は、世話役として当番1名を選出する。
- ③ 当番の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

（当番の任務）

第4条 当番は、それぞれの班の世話役として、回覧、案内、会費徴収、募金、連絡などを日常的に行い、幹事あるいは町会との連絡窓口の役割を担う。

（組及び幹事・副幹事・防犯担当）

第5条 組及び幹事・副幹事・防犯担当については次の通り定める。

- ① 近隣5班を基本に組を構成する。
- ② 各組は、組の中から幹事1名・副幹事1名・防犯担当1名を選出する。
- ③ 幹事・副幹事・防犯担当の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

（幹事・副幹事の任務）

第6条 幹事・副幹事の任務については次の通り定める。

- ① 幹事は、近隣の組を代表して地区会に出席するとともに、組と町会の連絡及び調整の窓口の役割を担う。
- ② 副幹事は幹事を補佐し、幹事事故ある場合はその任務を代行する。

### 第3章 地区役員及び部員・委員

(地区役員)

第7条 地区には次の地区役員を置く。

- |        |     |
|--------|-----|
| ① 地区長  | 1名  |
| ② 副地区長 | 2名  |
| ③ 理事   | 5名  |
| ④ 部員   | 若干名 |

(地区役員の任務)

第8条 地区役員の任務は次の通りとする。

- |        |  |
|--------|--|
| ① 地区長  | 地区を代表し、単位福祉協会会長を兼務する。                  |
| ② 副地区長 | 地区長を補佐し、地区長事故ある場合はその任務を代行する。           |
| ③ 理事   | 地区を代表して町会の理事会に出席し、本会の方針及び重要事項を審議、議決する。 |
| ④ 部員   | 各部と地区との間で調整、連絡の役をなし、各部の活動を推進する。        |

(地区役員の選出)

第9条 地区役員の選出に当たっては、現地区役員で選考委員会を設け、自薦、他薦を含めて推薦し、地区総会において選挙で選出するものとする。

- ① 定数以上の推薦がある場合は選挙において選出する。定数内の場合は信任投票を行う。
- ② いずれの場合も出席会員の過半数の賛成を得て決する。

(地区役員の任期)

第10条 地区役員の任期は次の通りとする。

- |        |  |
|--------|--|
| ① 地区長  | 1期2年とし、再任を妨げない。但し、3期6年を超えて就任することは出来ない。 |
| ② 副地区長 | 1期2年とする。但し、再任は妨げない。                    |
| ③ 理事   | 1期2年とする。但し、再任は妨げない。                    |
| ④ 部員   | 1期2年とする。但し、再任は妨げない。                    |

(部員及び委員)

第11条 部員及び委員については次の通り定める。

- ① 各地区は、会則第40条で定められている各部の部員及び委員会の委員を選出しなければならない。
- ② 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- ③ 委員は地区役員会において選出する。

### 第4章 会 議

(会 議)

第12条 地区の会議は、地区総会、地区会、地区役員会とする。

## 第5章 地区総会

(地区総会の開催及び招集)

第13条 地区総会は通常地区総会と臨時地区総会とする。

- ① 通常地区総会は、毎年1回年度末に開催する。
- ② 臨時地区総会は、地区役員会の議を経て地区長が招集する。
- ③ 地区総会は全地区会員に案内するものとする。

(地区総会の任務)

第14条 地区総会は地区役員を選出し、地区の活動方針など重要事項を審議、決定する。

(地区総会の議決)

第15条 町会会則に特別の定めがない場合は、出席会員の過半数により議決する。

## 第6章 地区役員会

(地区役員会の構成)

第16条 地区役員会は、第7条に定める地区役員でもって構成する。

(地区役員会の任務及び開催)

第17条 地区役員会については次の通り定める。

- ① 地区役員会は、町会の方針の具体化と各種連絡事項の徹底、地区独自の活動を推進することを任務とする。
- ② 地区役員会は必要に応じて地区長が開催する。

## 第7章 地区会

(地区会の開催)

第18条 町会、あるいは地区の活動を推進するために、地区長は必要に応じて、地区役員、組幹事、班当番を招集し、地区会を開催する。

## 第8章 地区の解散及び町会脱退

(地区の解散及び町会脱退)

第19条 地区の解散及び町会からの脱退は、地区総会の議を経て地区会員の過半数の賛成を得なければならない。

## 第9章 規定の改廃及び疑義解釈

(規定の改廃及び疑義解釈)

第20条 この規定の改廃及び疑義解釈は、東園田町会理事会において行う。

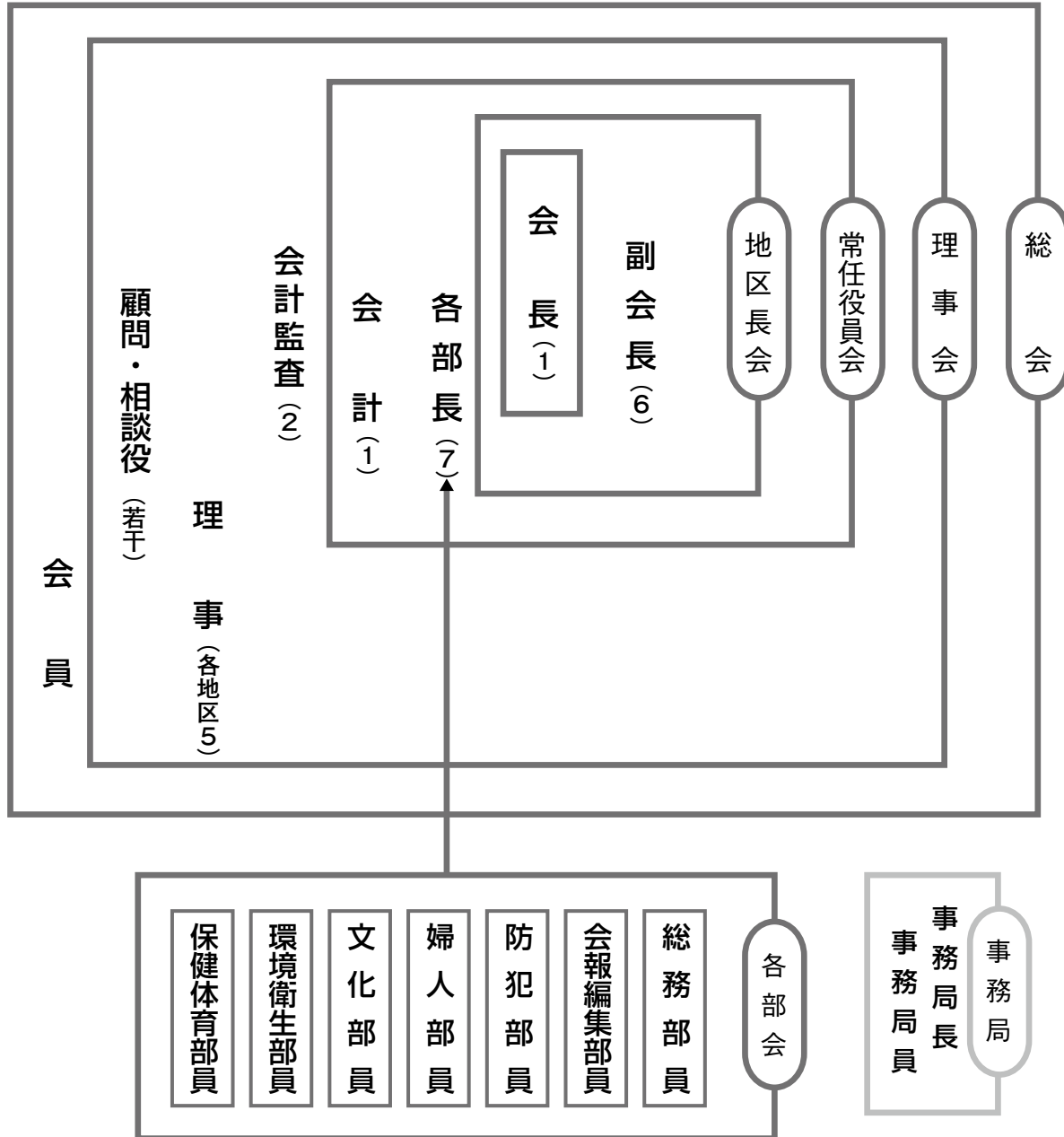
## 第10章 規定の施行

(規定の施行)

第21条 この規定は、2015年5月1日をもって施行する。

この地区規定は、2015年3月28日の理事会に於いて承認され、改定したものである。

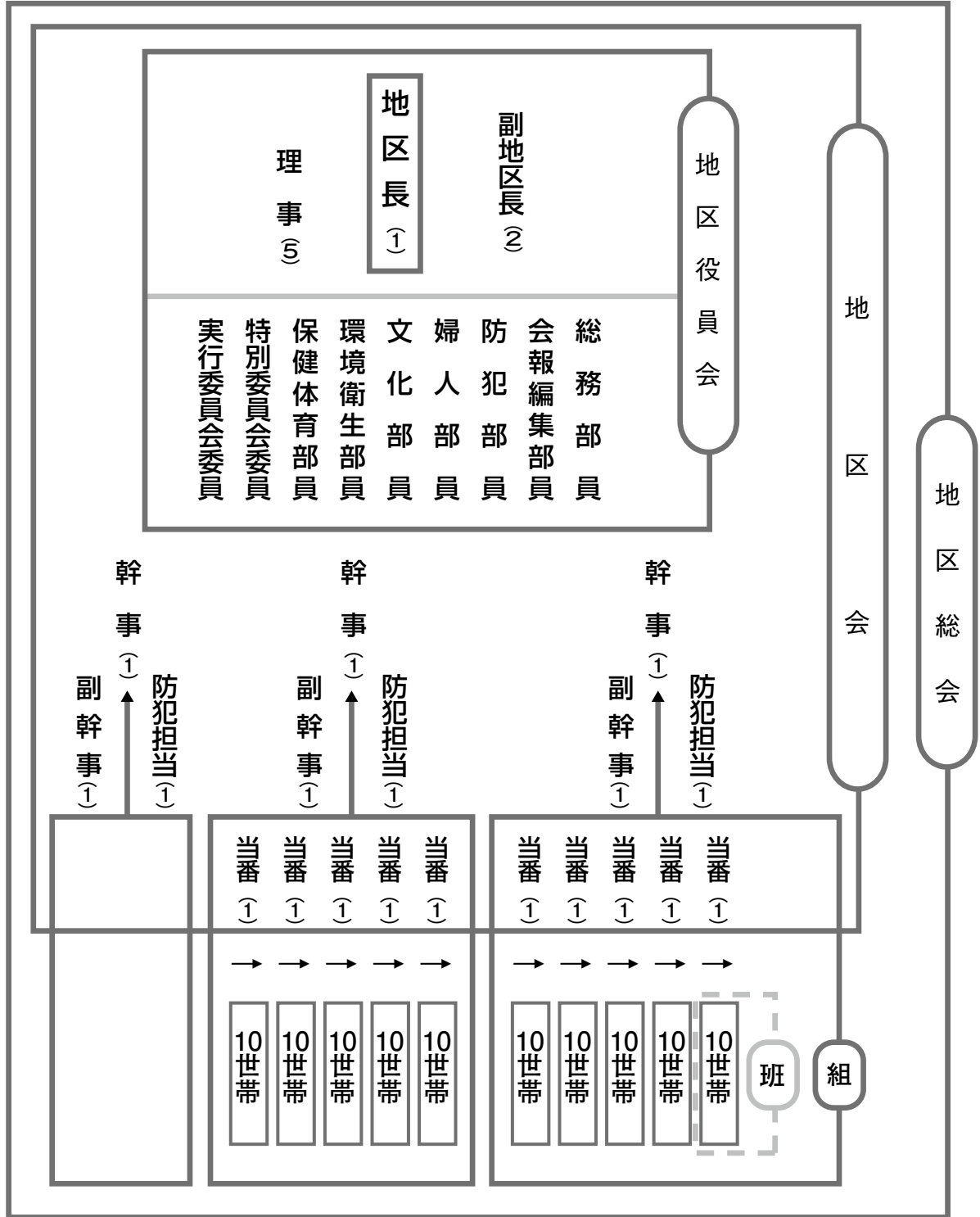
# 東園田町会組織図



( ) 内は人数

□ 内は各会議の構成員を表す

# 地区組織図



( ) 内は人数

□ 内は各会議の構成員を表す



# 慶弔・渉外費規定

## 第1章 慶弔規定

(適用範囲)

第1条 賛助会員を除く、東園田町会員について適用する。

(種類)

第2条 弔意金及びお祝いの品

(弔慰金の金額)

第3条 1. 世帯主の死亡は、5,000円とする。  
2. 同居家族の死亡は、3,000円とする。

(弔慰金の支給手続)

第4条 町会員、及び家族からの申し出、または班当番・組幹事からの連絡により、町会事務所が出金手続を行い、該当の地区長へ支給を依頼する。

(お祝いの品の対象者)

第5条 ①小学校入学と中学校卒業を迎える会員家族  
②成人式を迎える会員家族  
③88歳を迎える会員及び会員家族、90歳を越える会員及び会員家族、100歳を越える会員及び会員家族

(お祝いの品の支給手続)

第6条 いずれも町会員からの申し出（返却回覧による届出）により、町会事務所が出金手続を行い、該当の地区長へ支給を依頼する。

## 第2章 渉外費規定

(予算)

第7条 対象団体への支出として、「渉外費」の年間予算の中に含まれていること。

(予算外支出)

第8条 突発的な支出は、部長・地区長を経て、会長の承認を得ること。  
会長は常任役員会、理事会で事後報告を行うこと。

(名義と持参人)

第9条 原則として会長名によるものとし、会長が持参する。  
会長が出席できない場合、副会長及び部長が代理として持参する。

## 第3章 規定の改廃及び疑義解釈

(規定の改廃と疑義解釈)

第10条 この規定の改廃及び疑義解釈は、東園田町会理事会において行う。

## 第4章 規定の施行

(規定の施行)

第11条 この規定は2015年5月1日より施行する。

この慶弔・渉外費規定は、2015年3月28日の東園田町会理事会に於いて承認され、制定されたものである。

# 東園田町総合会館使用規定

## (総則)

東園田町総合会館の有効な利用を図り、東園田町会員相互の親睦を深め、適正な管理運営を行うため、以下のように定める。

## (使用許可基準)

- 第1条 1. 使用目的が、政治的・宗教的・営利的な活動でないこと。  
この場合の政治的活動とは、政党または個人の選挙活動、その他政治的勢力の拡張及び宣伝のために行われるすべての活動をいう。(演説会、議会報告会などには使用することができる)  
宗教活動とは布教活動をいう。  
営利活動とは商品頒布のための活動をいう。
2. 使用目的が公序良俗に反しているもの、あるいは不健全なものでないこと。
3. 使用者が暴力団あるいは威嚇的団体と認められるものでないこと。
4. 利用優先順位
- (1) 行政の公的事項
  - (2) 東園田町会・園和連協内他町会の活動
  - (3) 使用料割引団体(東園田町内の)
    - ①民生児童委員協議会②青少年補導委員会③PTA
    - ④子ども会⑤老人クラブ
- 何れも使用希望日の3ヶ月前より受け付け、先着順とする。

## (使用料金等)

- 第2条 会館使用料は別表のとおりとする。
1. 東園田町会・他の町会、社会福祉連絡協議会、防犯協会の使用は無料とする。
  2. 東園田町内の次の団体は割引料金とする。
    - ①民生児童委員協議会②青少年補導委員会③PTA
    - ④子ども会⑤老人クラブ

| 使用区分 |     | 9～12時 | 13時～17時 | 18時～21時 |
|------|-----|-------|---------|---------|
| 和室   | 会員  | 1,500 | 2,000   | 3,000   |
|      | 非会員 | 2,500 | 3,000   | 4,000   |
| ホール  | 会員  | 2,500 | 3,000   | 4,000   |
|      | 非会員 | 4,000 | 5,000   | 6,000   |

## (使用許可と取り消し)

- 第3条 会館の使用は第1条の許可基準により許可する。許可後、東園田町会活動及び緊急使用目的が生じた場合は、使用責任者に連絡した後、取り消し又は変更することが出来る。

## (使用料の返還)

- 第4条 申し込みの取消し(キャンセル)は、使用日の1週間前までとし、その後は使用者の責めに帰することの出来ない理由によって使用不能となった時以外は、返還しない。

(使用手続き)

- 第5条 1. 会館を使用する場合は、備え付けの「使用申込書」に必要事項を記入し、使用料金を添えて1週間前までに事務局に提出し、許可書の交付を受けなければならない。
2. 何れも使用希望日の3ヶ月前より受け付ける。
3. 東園田町会・他の町会の使用も、公的な集会の使用も事前に届け出ること。

(使用時間)

- 第6条 会館の使用時間は次のとおりとする。
- 午前9時から午後9時まで
- ただし、準備及び終了後の片付けに要する時間は、使用時間に含めるものとする。

(休館)

- 第7条 休館は原則12月29日から翌年1月3日まで
- なお、休館期間中は一切使用出来ない。

(使用者責任)

- 第8条 使用者は定められた遵守事項を守り、責任をもって使用前の原状に戻さなければならない。使用者の責めに帰する事故・破損は、責任をもって弁償しなければならない。

(規定の解釈)

- 第9条 運用時に生じた疑義は、町会長又は事務局長の見解をもって当てる。この規定の制定及び改廃は理事会の議を経て行い、疑義解釈は常任役員会で行い、理事会の追認を受けるものとする。

(規定の改廃)

- 第10条 この規定の改廃は、理事会で審議の上決定する。

(施行日)

- 第11条 この規定は、2012年2月1日より施行する。

# 園和コミュニティホール使用規定

## (総則)

園和コミュニティホール（以下ホールと呼ぶ）の有効な利用を図り、東園田町会員相互の親睦を深め、適正な管理運営を行うため以下のように定める。

## (使用許可基準)

- 第1条
1. 使用目的が公序良俗に反しているもの、あるいは不健全なものでないこと。
  2. 使用者が暴力団あるいは威嚇的団体と認められるものでないこと。
  3. 申し込みの先着順に使用許可された葬儀を優先し、葬儀以外の先約があれば、使用場所・日時等の変更を行う。
  4. 利用優先団体
    - (1) 東園田町会・園和連協内他町会の活動
    - (2) 使用料割引団体（東園田町内の）
      - ① 民生児童委員協議会
      - ② 青少年補導委員会
      - ③ P T A
      - ④ 子ども会
      - ⑤ 老人クラブ
  5. 何れも使用希望日の3ヶ月前より受け付け、先着順とする。

## (使用料金等)

- 第2条 ホール使用料は別表のとおりとする。
1. 会員本人及び家族（非同居を含む）の葬儀を、会員料金とする。
  2. 東園田町会・園和連協内他町会、社会福祉連絡協議会、防犯協会の使用は無料とする。
  3. 東園田町内の次の団体は割引料金とする。
    - ① 民生児童委員協議会
    - ② 青少年補導委員会
    - ③ P T A
    - ④ 子ども会
    - ⑤ 老人クラブ

| 使用区分 |     | 9～12時 | 13時～17時 | 18時～21時 |
|------|-----|-------|---------|---------|
| 和室   | 会員  | 1,500 | 2,000   | 3,000   |
|      | 非会員 | 2,500 | 3,000   | 4,000   |
| ホール  | 会員  | 2,500 | 3,000   | 4,000   |
|      | 非会員 | 4,000 | 5,000   | 6,000   |

## 【葬儀使用料】

通夜及び葬儀を合わせ、2日間の使用を基準として以下のように定める。

| 使用区分 | 日数  | 使用料    |
|------|-----|--------|
| 会員   | 2日間 | 25,000 |
| 非会員  | 2日間 | 50,000 |

2日間を超えて使用する場合は、一日につき所定使用料の半額とする。

## (使用申込手続き)

- 第3条
1. 使用許可を受けた場合、申込者は備え付けの「使用申込書」に必要事項を記入し、使用料金を添えて1週間前までに事務局に提出し、許可書の交付を受けなければならない。  
葬儀においては終了後速やかに納入すること。
  2. 何れも使用希望日の3ヶ月前より受け付ける。
  3. 東園田町会・他の町会の使用も、公的な集会の使用も事前に届け出ること。
  4. 葬儀使用の事前申し込みは電話でも受け付ける。

(使用許可と取り消し)

第4条 ホールの使用は第1条の許可基準により許可する。  
許可後、東園田町会活動及び緊急使用目的が生じた場合は、使用申し込み者に連絡した後、許可の取り消し又は日時・場所を変更することが出来る。

(使用料の返還)

第5条 申し込みの取消し(キャンセル)は、使用日の1週間前までとし、その後は使用者の責めに帰することの出来ない理由によって使用不能となった時以外は、返還しない。  
但し、葬儀使用のための使用許可取り消しは使用料を返還する。

(使用時間)

第6条 ホールの使用時間は葬儀以外は午前9時から午後9時までとする。  
ただし、準備及び終了後の片付けに要する時間は、使用時間を含めるものとする。

(休館)

第7条 ホールの休館は原則12月29日から翌年1月3日まで。  
なお、原則として休館期間中は使用出来ない。

(使用者責任)

第8条 使用者は定められた遵守事項を守り、責任をもって使用前の原状に戻さなければならない。  
使用者の責めに帰する事故・破損は、責任をもって弁償しなければならない。

(規定の解釈)

第9条 運用時に生じた疑義は、町会長又は事務局長の見解をもって当てる。この規定の制定及び改廃は理事会の議を経て行い、疑義解釈は常任役員会で行い、理事会の追認を受けるものとする。

(規定の改廃)

第10条 この規定の改廃は、理事会で審議の上決定する。

(施行日)

第11条 この規定は、2012年2月1日より施行する。